平成２９年（フ）第１３５２号
札幌市中央区南12条西９丁目１番41―201号
債務者　北川　治彦（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８３号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番７―505号
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８８号
札幌市南区澄川３条２丁目５番30―103号
債務者　川村　若奈（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
青森県三沢市大町１丁目７番14号　椛木荘301号、旧住所青森県上北郡おいらせ町馳下り58番地21
債務者　小齋　秀治
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１４９号
群馬県高崎市旭町４番地２　市住２棟224号
債務者　木下　利恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７５２号
埼玉県久喜市青毛２丁目10番地18　ＯＧＥ　ＮＯＲＴＨ　201
債務者　村下　　勝
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６８号
埼玉県蕨市北町２丁目８番５号　Ｈｙｕ－ｇａグランドビル蕨Ⅲ号
債務者　兼村　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９９号
埼玉県越谷市大字袋山2021番地１　センチュリー越谷404
債務者　木原　信夫
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
埼玉県坂戸市本町13番33号　セントラルヒルズ210号室
債務者　生井喜美代
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７６号
埼玉県坂戸市本町13番33号　セントラルヒルズ210号室
債務者　辰巳満喜子（旧姓生井）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９１号
埼玉県坂戸市末広町12番地（１―502）
債務者　國安　寛幸
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０９号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目17番30号
債務者　竹田美恵子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１４号
埼玉県狭山市大字水野715番地の３　クレール月見野103
債務者　古野　広美（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７４号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保352番地１　Ｄｅａｒ－Ｉｅ　金久保Ｉ－Ｃ棟
債務者　木村　　晃
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井団地Ｂ　1004
債務者　福島　貞夫
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６３号
千葉県旭市西足洗3279番地４
債務者　木内　英夫
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係